

平成30年度上尾市社会福祉協議会歳末たすけあい募金配分要領

(目的)

第1条 この要領は、上尾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の行う「歳末たすけあい募金」の配分を、住民の参加による福祉のまちづくりへの機運を高める目的のもと、適正かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(周知方法)

第2条 以下の広報等により実施する。

- (1) 社協だより（10月1日号）掲載
ホームページ掲載
- (2) 広報「あげお」（11月1日号）掲載

(在宅援護金)

第3条

1 「歳末商品券」は次の各号の事業とする。

- (1) 配分対象：①上尾市内に住民票があり、介護保険要介護3、4、5の認定を受け、市内において在宅にて生活をしている方
②特別障害者手当及び障害児福祉手当を受給し、常時車いすを使用している方
※原則として介護施設等の入所サービス利用及び入院中の方は対象外とし、毎年10月1日を基準日とし、実態に即して勘案する。

(2) 申請の方法は、以下の手順による。

- ①介護保険被保険者証または障害者手帳の写し(介護度または障害等級が明記してあるページ)の余白に連絡先を記入し、本会に、直接持参または郵送での申し込みを行う。
- ②申請者の利便をはかり手続きを円滑に行うために、以下の関係機関に申請に関する協力を依頼することとする。
申請協力依頼先：高齢介護課、指定居宅介護支援事業所、
グループホーム等の入所サービス以外の施設
※代理申請については（様式1）にて申請を受理し、介護保険証の提出は必要なしとする。

(3) 歳末商品券及び利用方法は、以下の内容とする。

- ①利用期間は、毎年12月上旬から翌年1月中旬の約1ヶ月間とする。
- ②歳末商品券は、1,000円券つづりとし、申請者一人につき歳末商品券の予算額は4,000円とする。その額については、配分委員会において歳末たすけあい募金配分額予算の範囲内で配分することを審議し決定する。
- ③歳末商品券は、利用期間中指定された市内薬局・薬店に限り使用できる。
- ④歳末商品券にて購入できる用品は、本人の介護用品または介護者の市販薬品等とする。

(4) 歳末商品券の使用に関する薬局・薬店については、上尾市薬業組合及び下記市内薬店と本会との覚書を取り交わし、事業への協力依頼を行うこととする。

① 上尾薬業協同組合加盟薬店・薬局 14店舗

No.	会員名	No.	会員名
1	足立屋薬局	8	白ゆり薬局
2	サトウ薬局	9	尾山台薬局
3	キベ薬局	10	たむら薬局
4	斉藤薬局	11	キク薬局
5	成光堂薬局	12	日吉薬局
6	センター薬局	13	共立堂薬局
7	石井薬舗原市店	14	たかはし薬局

② その他協力薬局 5店舗

No.	会員名	No.	会員名
1	ウェルシア上尾栄薬局	4	ドラッグスギ中妻店
2	ふたば薬局	5	ファーマライズ薬局原市店
3	わかば薬局		

2 「低所得者世帯援護金」は次の各号の事業とする。

- (1) 配分対象：低所得者世帯（生活保護受給世帯を除く）
- (2) 配分対象となる基準：申請世帯全員の収入が、生活保護基準の1.5倍以内程度を勘案して定める本会計算書による基準の範囲内の世帯とする。

- (3) 申請の方法は、以下の手順による。

申請者)

- ① 民生委員・児童委員、各支所、本会より「歳末たすけあい援護金申請について(案内)」及び「歳末たすけあい援護金申請書」(様式2)を受け取る。
- ② 必要事項を記入し添付書類とともに、11月5日(月)までに担当民生委員・児童委員に提出する。
- ※収入のある世帯全員分の証明できるもの(複写可)を添付すること。
例) 給与明細、年金振込通知のハガキ・児童扶養手当振込通知等

担当民生委員・児童委員)

- ① 「歳末たすけあい援護金調査書」(様式3)に必要事項を記入し、申請書とともに11月15日(木)までに各支所・市福祉総務課または本会あてに提出する。

- (4) 配分金の交付決定及び通知

本会は、申請者及び担当民生委員・児童委員より申請された書類をもとに、歳末たすけあい配分委員会においてその年度の歳末たすけあい運動配分額予算の範囲内で配分することを審議し、その結果を申請者及び担当民生委員・児童委員に通知するものとする。審査については、出席委員の過半数の賛成で決定する。

- (5) 配分方法

担当民生委員・児童委員を通じて援護金を申請者に手渡すこととする。

※継続的に支援が必要と思われる世帯については、担当民生委員・児童委員等と連携し、支援をしていく。

(歳末福祉事業)

第4条 「地域福祉活動」は次の各号の事業とする。

(1) 事業内容

①	・ボランティアグループやNPO法人が、会員や関係者だけではなく住民の誰もが参加しやすい交流の場として行う事業で、在宅の高齢者や障がい者等のニーズに即した事業で地域住民と協力して推進するもの。
②	・当事者及び家族等で組織する団体が、会員や関係者だけではなく住民の誰もが参加しやすい交流の場として行う事業で、活動のなかで得たニーズを社会化または先駆的なサービスとして開拓しようとする事業。
③	・社会福祉施設の機能を地域に開放し、在宅の高齢者や障がい者等の生活支援を拡充する事業。
④	・ボランティアグループ、町内会、自治会、NPO法人が、歳末の時期に新たに実施する生活支援活動(家事支援や介助、介護の手助け、子育て支援)を行う事業。 ※町内会や自治会が年間を通して実施している見守り活動は、配分の対象外とする。歳末の時期に見守りを必要とする事業を企画した場合は、孤立しがちな対象者及びボランティア等の活動者の名簿を備えていることが条件となる。
⑤	・社協の支部活動から得た在宅の高齢者や障がい者等のニーズに即した事業で、地域住民への理解が促進されるもの。

(2) 配分対象事業及び配分基準額

①	・上記(1)の①～④の事業に対して、30,000円を上限に配分する。 ※公的施設(上尾市立、県立、国立)及び株式会社等(営利を目的とするもの)については、配分の対象外とする。
②	・上記(1)の⑤に対しては、社協支部が行う在宅の高齢者や障がい者等を対象とした事業で、別表1・2のとおり配分する。
※	・物品配布などの個別援助を行う場合は、現行の福祉制度や地域の状況を充分勘案して本人の希望に沿った援助を行うこととし、その際個人情報保護に留意する。

(3) 事業実施期間

①	・平成30年10月1日～平成31年3月31日において実施される事業
※	・歳末たすけあいの一環として実施する福祉サービス事業については、通年実施している福祉サービス活動とは別であり、時期を捉えた重点的な活動を対象とする。 (配分助成となる活動と年間を通じた活動の経費が明確に分けられて報告がされる活動であること)

(4) 事業の例示について

①地域住民と協力して推進するもの

- ・クリスマス会、餅つき大会、スポーツ交流会、世代間交流会(ふれあい型サロン、子育てサロン等)など交流事業

②地域住民の福祉活動への参加促進

- ・福祉講演会や、福祉懇談会の開催
- ・チャリティーイベントの開催など

③支援を必要とする方々や世帯への直接的な援助

- ・介護用品の贈呈
- ・家事援助
- ・子育て支援
- ・介護者リフレッシュ交流事業など

(5) 配分金の交付申請

地域福祉活動配分を受けようとする団体は、歳末福祉事業配分金申請書(様式4)に必要事項を記入し、本会会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

(6) 配分金の交付決定及び通知・請求

本会は、歳末たすけあい配分委員会においてその年度の歳末たすけあい運動配分額予算の範囲内で配分することを審議し承認後、歳末福祉事業配分金交付決定通知書(様式5)にて申請団体に通知するものとする。通知を受けた団体は歳末福祉事業配分金交付請求書(様式6)にて本会に請求するものとする。

(7) 実績報告

配分金の交付を受けた団体は、事業終了後すみやかに歳末福祉事業配分金実績報告書(様式7)により本会に報告するものとする。

(8) 配分金の返還

配分金の交付を受けた団体が、配分事業を中止した場合、又は不正や虚偽により配分金の交付を受けた場合は、配分金の一部又は全部を返還しなければならない。

(地域福祉拠点整備事業)

第5条 地域福祉の推進を図るための、支部拠点の備品整備等に対して、予算の範囲内で配分する。

(補 足)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

支部社協配分)

A, 「均等割」 1支部 60,000円

別表1

B, 世帯数による配分基準

世帯数	配分額	支部
18,001 世帯以上	18万円	大石
17,001～ 18,000	17万円	
16,001～ 17,000	16万円	
15,001～ 16,000	15万円	
14,001～ 15,000	14万円	原市
13,001～ 14,000	13万円	
12,001～ 13,000	12万円	上平・大谷
11,001～ 12,000	11万円	上尾東
10,001～ 11,000	10万円	
9,001～ 10,000	9万円	
8,001～ 9,000	8万円	上尾西・上尾南
7,001～ 8,000	7万円	
6,001～ 7,000	6万円	
5,001～ 6,000	5万円	
4,001～ 5,000	4万円	
3,001～ 4,000	3万円	平方・西上尾第一団地
3,000 世帯以下	2万円	原市団地・尾山台団地・西上尾第二団地

別表2

C, 前年度実績に応じた加配

支部名	前年度 (29年度) 募金実績	実績10%の加配額	合計 (A+B+C)
上尾東	940,930円	94,000円	264,000円
上尾西	547,498円	54,000円	194,000円
上尾南	585,078円	58,000円	198,000円
平方	378,810円	37,000円	127,000円
原市	1,665,163円	166,000円	366,000円
大石	1,784,793円	178,000円	418,000円
上平	1,479,809円	147,000円	327,000円
大谷	1,063,984円	106,000円	286,000円
原市団地	52,280円	5,000円	85,000円
尾山台団地	141,202円	14,000円	94,000円
西上尾第一団地	220,171円	22,000円	112,000円
西上尾第二団地	164,237円	16,000円	96,000円

注)

1. 別表1、配分基準日を当該年度6月30日とする。
2. 別表2、実績(10%)還元は、1,000円未満切捨てとする。

(様式3)

平成 年 月 日

歳末たすけあい援護金調査書

申請世帯主 氏名		住所	_____
		電話	_____
世帯 状 況	1 世帯状況	ア 申請どおり	イ 疑問点 ()
	2 住居状況	ア 申請どおり	イ 疑問点 ()
	3 収入・勤務状況	ア 申請どおり	イ 疑問点 ()
	4 生活上の 主な悩み (複数可)	ア 失業 イ 低収入 ウ 負債 エ 多子 オ 教育 カ 傷害・疾病 キ 交通事故・災害 ク 介護 ケ その他 ()	
民生委員 意見	(意見欄)		
総合意見	A 歳末援護金の配分が必要である B 申請内容に疑問がある (社協の調査を希望する)		

上記のとおりご意見申し上げます

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日

民生委員・児童委員 _____

㊞

(様式4)

歳末福祉事業配分金交付申請書

申請日 平成 年 月 日

社会福祉法人
上尾市社会福祉協議会
会長 畠山 稔 様

申請施設・団体等名 _____

代表者氏名 _____ 印

担当者氏名 (_____)

住 所 _____

電 話 _____

標記について、下記のとおり申請いたします。

事業名	
事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容 1:目的 2:参加対象 3:主な内容 4:予定人員 5:効果 等をご記入ください	
配分申請額	
事業予算	

※ 施設・団体等の概要が分かる資料、収支予算書、該当事業用チラシ等を添付のこと

(様式5)

歳末福祉事業配分金交付決定通知書

上尾社協第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
会 長 畠 山 稔
(公印省略)

平成 年 月 日付で申請のあった標記配分金について、下記のとおり交付する。

記

1. 配分金額 _____ 円
2. 添付書類 (1) 歳末福祉事業配分金交付請求書
(2) 歳末福祉事業配分金実績報告書

(様式6)

歳末福祉事業配分金交付請求書

平成 年 月 日

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会
会長 畠山稔様

施設・団体等名

代表者名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

金 額 _____ 円

平成 年 月 日付で通知のあった標記配分金について、
請求します。

振込先	銀行 本店 信用金庫 農協 支店
口座番号	普通 No. _____ 当座
フリガナ	
口座名義	

*通帳の表紙をコピーして添付してください。

(様式7)

歳末福祉事業配分金実績報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人
上尾市社会福祉協議会
会長 畠山 稔 様

申請施設・団体等名 _____

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

標記について、下記のとおり報告します。

事業名	
事業実施日	
内容・場所 ・参加人数 等	
配分決定額	
事業決算額	
備 考	

※ 備考欄に、どのような効果が得られたかについて具体的にご記入下さい。

※ 事業に関わる資料（領収書等、コピーも可）を必ず添付してください。

○提出期限 平成31年 2月 末日まで